平成25年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成25年11月27日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1. 平成25年11月27日(水)午後3時30分 開会
- 1. 平成25年11月27日(水)午後4時45分 閉会
- 1. 出席した議員は次のとおりである。

橋村 誠 2番 高橋敏英 3番 佐藤峯夫 髙橋 猛 1番 4番 5番 渡邊秀俊 6番 伊藤邦彦 伊藤福章 橋本五郎 7番 8番 10番 鎌田 正 大野忠夫 11番 田口喜義 12番 澁谷俊二 9番

13番 大山利吉 14番 佐藤文子 15番 青柳宗五郎

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

16番 熊谷隆一

計 1名

- 1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。 管理者 栗林次美 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己 坂本昇一 消防長 菅原達美 副管理者 鎌田榮治 監査委員 大曲消防署長 田口智大 消防次長 三浦肇 事務局次長 堂本義則 角館消防署長 菅原一男 消防本部総務課長 森川正明 介護保険事務所長 藤井直樹 管理課参事 伊藤忠彦 介護保険事務所主幹 久米正 管理課主査 奈良ルミ子
- 1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課主查 九島芳謙

管理課 奈良ルミ子

- 1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。
- (1) 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第22号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第23号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第24号 平成24年度決算の認定について
- (5) 議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

副議長 : (佐藤峯夫君)

現在議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長 の職務を暫時執らせていただきます。

これより平成25年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたしま

管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管理者

(栗林次美君)

はい。

招集のあいさつの前に一言申し上げたいと存じます。

はじめに、本年8月9日の「これまでに経験したことのないような大雨」が引き起 こした土石流により、仙北市田沢湖供養佛集落に住む6名の尊い命が失われる大変痛 ましい事故が発生しております。亡くなられた皆様には謹んでお悔やみを申し上げま すとともに、被災された方々には、お見舞いと一日も早い復旧・復興をご祈念申し上 げます。

次に、去る9月15日に投開票が行われました任期満了に伴う美郷町議会議員選挙 におきまして、髙橋猛氏、伊藤福章氏、澁谷俊二氏、熊谷隆一氏が当選され、引き続 き当組合議会議員に選任されております。

また、美郷町議会議長に、髙橋猛氏が当選されております。

9月22日には、同じく任期満了に伴う大仙市議会議員選挙の投開票が行われ、橋 村誠氏、高橋敏英氏、渡邊秀俊氏、橋本五郎氏、大野忠夫氏、鎌田正氏、大山利吉氏、 佐藤文子氏が当選され、当組合議会議員に選任されております。

また、大仙市議会議長には橋村誠氏が当選されております。

当選された皆様には、当組合を代表し心からお祝いを申し上げますとともに、大曲 仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

また、9月29日には、同じく任期満了に伴う仙北市長選挙におきまして、門脇光 浩市長が再選を果たされましたことに、心からお祝いを申し上げます。

門脇市長には、先日行われました正副管理者会議において、引き続き当組合の副管 理者に就任していただきました。今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは招集のあいさつを申し上げます。

本日、平成25年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしました ところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうござい

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案1件、補正予算2件、平成 24年度決算認定1件及び監査委員の人事案件1件の合計5件であります。

条例案につきましては、人事院勧告に準じ、55歳を超える職員の昇給停止につい て規定するため所要の改正を行うものであります。

一般会計の総務費と介護保険特別会計の補正予算案につきましては、職員の人事異 動に伴い、人件費の不足分を増額補正するものであります。

消防費につきましては、現在の仙北組合総合病院であります大曲厚生医療センター

また、この「ワークステーション事業」につきましては、今次定例会の開会中に議員全員協議会を開催させていただき、詳細を議員の皆様にご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

人事案件につきましては、現在、議員の中から選任する監査委員が空席となっておりますので、その選任に関する案件を提案させていただきます。

この後、各案件につきましては事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえご 承認及びご同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況について若干ご報告させていただきたいと存じます。

はじめに、消防関係についてであります。

去る4月9日に仙北警察署の車両に追突されました角館消防署の救助工作車でありますが、鳥取県所在の艤装メーカーにおいて修理が完了し、7月8日に納車となっております。過失割合につきましては、仙北警察署の車両が前方注視を怠ったことが原因であるとして、秋田県が100%負担することで10月9日に示談が成立しております。弁償金につきましては、9月開会の秋田県議会の議決を経まして、10月31日に1千219万640円が納入されております。

次に、今年度予定されております消防車両の配備状況についてであります。

救急業務高度化推進計画に基づき導入を進めております、角館消防署と南分署の高規格救急車は、9月20日に納車となっております。このうち新規に配備しました南分署の高規格救急車は、一定の訓練期間を経て10月1日より運用を開始しており、今後、圏民のさらなる安全・安心に繋がるものと期待しております。

なお、角館消防署で運用しておりました高規格救急車につきましては、仙北市より 市立角館総合病院において転院搬送等に使用したい旨の依頼がありましたので、10 月1日に当広域組合から無償で譲渡しております。

また、南分署配備のCD-I型消防ポンプ自動車につきましては、12月9日に納車予定となっております。

次に、角館消防署庁舎仮眠室増改築工事についてであります。

去る2月20日に開催した議会定例会においてご説明いたしましたが、今年度から本庁舎に女性消防職員を配属させるため、庁舎の改修工事を行っております。7月1日に地元である仙北市のA級格付け業者全3社による指名競争入札を行い、7月3日に角館町所在の瀧神功業株式会社と2千908万5千円で契約を締結しております。9月19日に完成し、同月24日から2名の女性消防職員が夜勤を伴う隔日勤務を行っております。

次に、来年度採用の消防職員採用試験につきましては、上級が9月1日、初級が9月22日に1次試験を、10月24日・25日の両日に2次試験を実施し、11月12日に最終合格者を発表しております。来年度採用候補者の登録者数は、上級職5名、

¦初級職6名、初級救急救命職1名、初級職務経験者1名の合計13名であり、出身市 ¦町別では、大仙市9名、仙北市2名、美郷町2名となっております。

次に、斎場関係について申し上げます。

中央斎場移転改築事業に関しましては、建設用地造成工事の指名競争入札を8月9日に行い、大仙市刈和野所在の「株式会社 斎兵組」が、638万4千円で落札しております。工期は11月30日まででありますが、現場作業は滞りなく完了し、来月早々に完成検査を実施する予定であります。

実施設計業務につきましては、当初は委託期間を9月30日までとしておりましたが、東日本大震災による被災地復旧・復興事業の増加に伴う建築資材価格の高騰及び労務単価の極端な上昇が続いていることから、委託業者より「来年度早々に発注予定の本体工事費設計額を実勢価格と大幅な乖離のない単価で積算するため、履行期間を延長したい」との要求があり、それを受けて委託期間を12月27日まで延長する変更契約を結んでおります。

また、去る5月7日開催の議会臨時会において、24年度末の基本設計時点での建築・外構・修景工事を合わせた概算工事費は、約7億6千500万円となる見込みであるとご報告しておりましたが、資材価格や労務単価の上昇等により、委託業者から11月8日時点の速報として、約7千200万円増の約8億3千700万円と提示されております。今後も更に精査して参りますが、計画当初に比べかなり増額となる見込みであり、社会情勢を考慮していただき、ご理解を賜りますようお願を申し上げます。今後、建設市場の動向や、これに伴って常時変動していく価格情勢を見据えながら最終調整を行い、来年度早々の工事発注に備えて参りたいと考えております。

なお、お手元に配布しております図面は、現在進めている実施設計時点の平面図等 であります。後程ご覧になっていただきたいと思います。

最後に、介護保険関係についてであります。

国は、来年度策定される第6期介護保険事業計画に向け、介護保険制度の大幅な改正を検討しております。

主なものとしては、要支援1・2と判定された方は、段階的に市町村の予防事業へ移行する。特別養護老人ホームの入所基準を原則要介護3以上とする。一定以上の年収の方は、介護サービス利用料を現行の1割負担から2割負担へ引き上げる。などでありますが、現段階ではまだ流動的であり、厚生労働省は、見直しを図りながら年度内に方針を固め、来年度の通常国会を経て、平成27年度からの実施を目指しております。議員の皆様には、内容が固まり次第、詳しくご報告いたします。

次に、事業状況についてであります。

平成25年度8月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万5千341人であり、要介護認定者は9千570人、サービス利用者は7千870人、給付額は約11億9千350万円となっており、前年同期比で給付額は約6千700万円、率にして6.0%増加しております。これは、介護老人保健施設やショートスティ、グループホームの利用が伸びたことによるものであります。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。

6月の公募で応募のなかった「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」簡単に「24時間の地域巡回型サービス」と言っておりますが、これと「複合型サービス」の再公募について、構成市町の11月の広報で周知し、12月上旬を目処に事業者説明会を開催し、年明けの1月には申請受付を行う予定で進めております。

秋田県を含め全国の9県でまだ実施されていない巡回型サービスでありますが、来 年4月に管内に1事業所が開設する予定であります。

現在この事業所は、サービス付き高齢者向け住宅と、訪問介護サービスを併設し事業を行っておりますが、この訪問介護サービスを24時間対応できるサービス事業に 転換するものであります。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶と諸般の報告とさせていただきます。

副議長

(佐藤峯夫君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、16番 熊谷隆一君 であります。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、本日の議事は日程 第1号をもって進めてまいります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配布しております議席指定一覧表のとおり指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことにいたしたいと思いますが、これにもご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことに決定いたしました。

議長には大仙市議会議長の橋村誠君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今副議長において指名いたしました橋村誠君を議長の当選人と定めることにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって橋村誠君が議長に当選されました。

橋村誠君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

本人から当選のごあいさつをいたします。お願いします。

議長 : (橋村誠君)

ただいま当組合議会の議長に指名されました橋村でございます。見てのとおりの若輩者でありますので、どうか諸先輩のご指導ご協力を得ながら、スムーズな議事を諮ってまいりたいと思いますので、よろしくご協力いただきますようお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。よろしくお願いします。

副議長 (佐藤峯夫君)

以上をもちまして、私の議長の職務は終了いたしました。皆様のご協力を感謝申し上げます。それでは、橋村議長、議長席にお着き願います。

議 長 (橋村誠君)

これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。お諮りいたします。

会議の終了時間が午後4時となっておりますが、この際、会議の延長をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、2番、高橋敏英君、3番、佐藤峯夫君、4番、髙橋猛君を指名いたします。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5「議長報告」

「平成25年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、 これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

この際、議事の都合上、暫時休憩いたします。

(休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6「一般質問」を行います。

質問を許します。14番 佐藤文子君。

議員 : (佐藤文子君)

はい、14番。

議長 (橋村誠君)

はい、14番。

議 員 (佐藤文子君)

はい。

私は、管理者の招集のあいさつにもありましたけれども、介護保険制度見直しに関して問題と、感じていることにつきまして2、3質問したいと思います。先ず一つめは、要支援者は年々増加し、介護保険で実施している介護予防サービスは、その重度化の予防と遅延、生活支援の上では重要な役割を持っており、需要も高まっております。今、厚労省社会保障制度審議会介護保険部会は、介護給付費削減ということを目的にして介護保険制度の見直しを進めておりますが、要支援者に実施されている予防給付を段階的に地域支援事業に移すという、いわゆる保険外しに照準が当てられております。栗林管理者は、政府のこうした方針をどのように受け止めているのか。当広域介護保険事業での介護予防サービスの評価と課題も合わせて見解を伺いたいと思います。

第2点めは、また、管理者として政府に介護給付費については国庫負担の増額を求めなければ大変な事態になってきているわけですので、この国庫負担の増額を求めていくべきではないかというふうなことと、要支援者を保険からはずす見直しは行わないよう求めていく必要があるのではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。以上です。

議長:(橋村誠君)

答弁を求めます。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。

佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、厚生労働省は介護の必要度が低い「要支援1、2」の方々の介護予防給付を、同じ介護保険の枠組みにある地域支援事業に移行する案を提示しております。移行するサービスは、「訪問介護」と「通所介護」に限定し、市町村の裁量により人員基準や運営基準、単価の設定等が可能となっております。しかし、この改正案に一般論として利用者からは「今までと同じサービスが利用できるのか」といった不安の声が上がり、受け皿となる市町村においても導入までの期間が短く、「準備に間に合わない」また、「市町村間において大きな格差が生まれ、必要な介護が受けられず悪化を招くことで、結果的に給付を抑制するはずが逆に増額となるのでは」などの指摘が相次いだことから、全国市長会を通じて国に見直しを提言しているところであります。

大曲仙北地域の介護保険事業を一体的に運営している当組合といたしましては、地域支援事業に移行するサービスが各構成市町において著しい差が出ないよう、地域包括支援センターと調整を図りながら平準化に努めて参りたいと思います。

次に、当組合における介護予防サービスの評価と課題についてであります。

介護予防サービスは要介護状態とならないよう予防し、また、介護が必要になっても状態がそれ以上悪化しないよう維持改善し、自らの意思と行動で充実した生活が営めるよう支援することを目的としております。平成25年8月現在の介護予防サービス利用件数は1千349件、うちデイサービスが509件、訪問介護サービスが356件、合計865件で、この二つのサービスで約65%を占めております。デイサービスにおいては、運動機能訓練などが実施されており、通っている間は状態の維持向上が保たれるものの、途中で中断してしまい元の状態に戻る利用者が多い状況にあります。また、訪問介護サービスにおいては、調理や清掃などを利用者とともに行う支援サービスの利用はほとんどなく、介護者と同じ生活支援を中心とした利用が多い現状にあります。このような実情から介護予防の目的に沿ったサービスを提供していただくよう、市町の地域包括支援センターとともにケアマネや介護事業所に対し、研修会やケアプラン点検事業を通じて指導しているところであります。

次に、介護給付費国庫負担分の増額についてであります。

急速な高齢社会の進展とともに介護給付費も伸び、これに伴う65歳以上の方々の保険料や市町村負担金も増加する一方であります。当組合の保険料の動向は、大曲仙北が一本になった第2期の保険料基準月額が2千680円、第3期が3千990円、第4期が4千580円、そして現在の第5期が5千880円となり、秋田県平均の5千338円や全国平均の4千972円を上回り、保険料の負担はほぼ限界に近い額ではないかと思います。

しかしながら、このような現状であっても必要とする介護サービスの基盤整備は保険者の責任において行うべきものであり、利用者の方々が増え続ける限り、計画性を保ちながら整備していかなければならないと思います。また、要支援者を介護保険から外す見直しについては、前段で述べさせていただきましたので割愛しますが、現時点での情報では、もし介護予防給付費が地域支援事業に移行しても介護保険事業の枠内からは外れず、また負担割合についても現状と変わりがないことになっております。

今後、ますます介護保険制度の利用者が増加し、介護給付費の著しい増額が予想される現況下において、介護保険制度の持続性を維持し安心して利用していただくためには社会保障と税の一体改革の中で負担割合の抜本的な見直しを諮り、特に介護保険料緩和のための国庫負担率の増枠見直しが急務であると考えますので、この後も引き続き全国市長会等を通じて国に要望して参りたいと考えております。

議 長 (橋村誠君)

14番、再質問はありませんか。

議員 : (佐藤文子君)

はい。

議 長 (橋村誠君)

はい、14番。

議員:(佐藤文子君)

はい。答弁の中で地域支援事業に移行になっても国の財政負担というものはほとん

ど変わらないというふうにも伺っているということでありました。そうしますと、これまでデイサービスそして訪問介護、生活介護を中心とする訪問介護などを受けているのが要支援者の方の予防給付サービスの一番多く受けている内容だと思いますが、こうしたことが地域支援事業でもこれまでどおりにしっかりとサービスを低下させないで受けることができるというふうなことであるというふうに考えているのかどうか、もう一度その部分の確認をしたいと思います。以上です。

議長 (橋村誠君)

答弁を求めます。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。

我々現在把握しております点は、枠の中から外れないというふうに思っております。ですから現在、この圏域でやっているサービスについては我々介護保険、組合として一本でやっておりますので、そんなにでこぼこのない形でやられていると認識しておりますので、それぞれの市町の考え方がしっかりしていればそんなに変わらないで出来るのではないかというふうに現在のところは思っております。

議 長 (橋村誠君)

14番、再々質問ありますか。

議員 : (佐藤文子君)

はい。

議 長 (橋村誠君)

はい、14番。

議員:(佐藤文子君)

はい。介護給付費全体の3%に当たる部分を地域支援事業にまわすというふうなことで、3%以内での地域支援事業計画を立ててこれまでやってきたことだと思います。ですから、もしそこにこれまで保険でやっていたデイサービスあるいは訪問介護等をこの地域支援事業に移すとなるとこれまでのような3%でとてもじゃないけれども、きちっとしたこれまで同様のサービスをやるというふうなことは出来ませんので、その部分についてしっかりとした国の財政負担と、そして、それぞれの市町村での負担というふうなものが確保出来る、そうした保証があるのかどうか、もう一度その点を確認したいと思います。それは事務局の方から。

議長!(橋村誠君)

はい、事務局。

介護所長 (藤井直樹君)

はい、議長。

議長!(橋村誠君)

はい。

介護所長 (藤井直樹君)

介護保険事務所 藤井です。先生、どうもご質問ありがとうございます。

先生のご質問の中でですね、今、地域支援事業で介護給付費の総枠の中の3%乃至

はですね、地域支援の総合支援事業というのがありましたよね。この場合は4%ということになっております。今回、この地域支援事業の方にですね、介護予防事業が移行した場合はこの中では当然足りなくなります。市長会の方ではだいたい8%位なければならないんじゃないかということで要望しておりますけれども、いずれ3%ではなく当然そこの部分は上乗せになることは間違いはございませんのでよろしくお願いいたします。

議員 (佐藤文子君)

以上です。

議 長 (橋村誠君)

これにて質問を終わります。

日程第7「議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本次長。

次 長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、次長。

次 長 : (堂本義則君)

「議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、人事院の職員給与の改定に関する勧告、並びに、国家公務員が勧告に応じた措置を講じたことに伴い、55歳を超える一般職の職員について、その者の勤務成績が標準である場合には、昇給を行わないこととする措置を講ずるため、条例の一部改正を行うものであります。

職員の昇給の基準につきましては、良好な成績で勤務した職員は4号給昇給することを基準としておりますが、その中から、55歳に達した日以降、最初の3月31日を超えて在職する職員をその規定から除くものであります。

議案説明資料2ページの中段にあります「昇給号給数表」をご覧頂きたいと存じます。

55歳を超えて在職する職員の昇給につきましては、現行の規定では、勤務成績が 良好である職員を「Cの標準」として2号給昇給することとしておりますが、今回の 勧告によりまして、標準の成績では昇給せず、特に良好な場合若しくは極めて良好な 場合に限り、勤務成績に応じて昇給することに改めるものであります。

施行日につきましては、昇給日である、平成26年1月1日を予定しております。 以上、議案第21号の給与条例の一部改正についてご説明申し上げましたが、よろ しくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (橋村誠君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

議員 : (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 : (橋村誠君)

はい、14番、佐藤君。

議 員 (佐藤文子君)

はい。行革やいろいろこの社会の需要が大変な状態になって消防署職員も、また介護保険の職員等も業務は非常に複雑多岐に渡って大変忙しくもなっているということで、日常の勤務成績は「良好」というよりも、徐々に「特に良好」になって全員の皆さんが「特に良好」というふうになってきているのではないかというふうに思うわけでありますけれども、この「極めて良好」とは、そしてまた、「特に良好」とは具体的にどういう状態の勤務状態をおっしゃっているのかちょっと教えていただければというふうに思います。

議 長 (橋村誠君)

答弁を求めます。堂本次長。

佐藤議員のご質問にお答えいたします。基準よりも良いとされるものにつきましては、発明考案等によりまして表彰等を受けた場合であるとか、命を落として職務を遂行しそのために危篤となり、または、著しい障害の状態になった場合等でございます。普通の勤務状況でございますと「良好」な成績で勤務したという判断のもと、「C標準」という判断でございます。

議 長 (橋村誠君)

他に質疑ありませんか。

なければこれにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい。私は議案第21号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案に反対の 立場から討論申し上げます。本案は、人事院勧告に基づいて55歳以上の国家公務員 の昇給を原則停止するという、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準 じて改正するものでありまして、影響は広く労働者全体の生活水準や生活設計、さら には地域経済に大変及ぶことになるというふうなことから賛成できるものではないと いうことを申し上げて討論を終わります。

議 長 (橋村誠君)

他に討論ありませんか。

(討論なしの声)

なければこれにて討論を終結いたします。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決と致します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成13名 : 反対1名)

着席願います。起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第8「議案第22号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」

日程第9「議案第23号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本次長。

次 長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長!(橋村誠君)

はい、次長。

次 長 (堂本義則君)

それでは、「議案第22号と第23号の平成25年度11月補正予算」について、 ご説明申し上げます。

議案説明資料3ページの総括表をご覧願います。

今回の補正予算につきましては、一般会計では総務費が93万2千円の増額、消防費が救急ワークステーション関連の組替補正、介護保険特別会計が1千292万5千円を増額するものであります。合計では1千385万7千円の増額となり、補正後の予算総額を190億1千619万4千円とするものであります。

はじめに、議案第22号 平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は4ページとなります。

今回の補正は、総務費は増額、消防費については組替補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億584万5千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧願います。

6款繰越金は、93万2千円の増額であり、歳出の総務費増額分の財源として、前 年度繰越金の一部を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

2款総務費1項1目一般管理費は93万2千円の増額であります。これは、事務局管理課職員の人事異動に伴い、給料と職員手当等の人件費に不足が生じることから、これを増額するものであります。

5款消防費1項2目施設整備費は、組替補正であります。各車両に設置してあります「動態管理車載端末装置」これは、通信指令センターで車両の位置を確認できる装置のことでありますが、この装置のバッテリーが8年を経過し、経年劣化したことから37台分を更新するものであります。この経費に35万1千円。また、来年度開設予定の「救急ワークステーション」に設置するネットワークシステムを設定するための手数料が5万3千円。指令端末装置設置業務委託料の経費370万2千円を計上す

¦るものであり、いずれにつきましても、備品購入費の車両購入契約差額によって見込 まれる不用額の一部を組み替えて、財源を確保するものであります。

次に、議案第23号 平成25年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2 号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は10ページから、議案説明資料は5ページとなります。

今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ1千292万5千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ163億1千34万9千 円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は15ページとなります。

9款繰越金は1千292万5千円の増額であり、総務費に計上した増額分の財源と して、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は16ページをご覧願います。

1款総務費1項1目一般管理費は、1千292万5千円の増額であります。これは 本年4月から認定調査班を立ち上げたことに伴い、職員2名を増員したことから、給 料等人件費に不足が生じたものであります。

以上、議案第22号及び第23号の平成25年度11月補正予算についてご説明申 し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長!(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第24号 平成24年度決算の認定について」を議題といたしま

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者! (鎌田榮治君)

はい、議長。

議長

(橋村誠君)

はい、副管理者。

副管理者

(鎌田榮治君)

それでは「議案第24号 平成24年度決算の認定について」ご説明申し上げます。 本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合におけ る一般会計と2特別会計、合わせて3会計の平成24年度歳入歳出決算を議会の認定 に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成24年 度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりでありま すが、去る9月27日、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結 果につきましては、別冊の監査委員から提出されました審査意見書のとおりでありま

それでは、議案説明資料に沿って概要を説明してまいりますけれども、決算書の方 と参照の上お聞き願いたいと思います。それでは、議案説明資料7ページの歳入歳出 決算総括表をご覧願いたいと存じます。

はじめに、一般会計でありますが、決算書の方は1ページとなります。歳入は予算 現額37億5千794万5千に対し、収入済額が27億3千479万7千170円で あり、予算現額との比較では10億2千314万7千830円の減となっております。 この減収の要因であります収入未済額が10億1千633万9千円でありますが、こ れは翌年度へ繰越明許をしました消防救急デジタル無線設備整備事業費の財源であり ます国庫支出金2億1千818万6千円と構成市町の負担金7億9千815万3千円 が未収となっているためであります。

歳出は決算書2ページとなりますが、支出済額が27億1千712万7千600円 で、予算に対する執行率は72.3%、不用額は1千338万1千400円、翌年度 繰越額は繰越明許をしました消防救急デジタル無線設備整備事業費の10億2千74 3万6千円であり、歳入歳出差引額は1千766万9千570円となっております。

歳出では、人件費が74.8%を占めているほか、主な事業としては、8ページ事 業実施状況に記載されておりますとおり、斎場費における火葬炉等設備補修工事費8 31万6千円や南部斎場の高精度液面計設置工事費102万8千円と同じく南部斎場 消雪用配管改修工事費265万7千円、新火葬場の建設関連事業では地質調査業務委 託が227万5千円、建設用地地形・路線・測量業務委託で271万2千円となって おります。また消防費におきましては、補助事業では角館消防署災害対応特殊ポンプ 車購入費6千300万円、西仙北分署CD-I型ポンプ車購入費3千244万5千円、 協和分署高規格救急自動車購入費3千202万5千円、角館消防署車載自動体外式除 細動機購入費345万5千円、消防救急デジタル無線実施設計業務委託1千879万 5千円のほか、協和・田沢湖分署の仮眠室増設工事や大曲消防署の側溝設置・舗装工 事、中仙分署の外部塗装工事を実施しております。

7ページ総括表にお戻り願います。決算書の方は19ページとなりますが、角間川

更生園特別会計でありますが、歳入は、予算現額2億9千311万円に対し、収入済額が2億9千73万9千770円であり、予算現額との比較で237万230円の減となっております。

歳出は、支出済額が2億9千73万9千770円で、執行率99.2%、不用額は237万230円であります。角間川更生園は平成25年度から社会福祉法人水交会に経営移譲されており、広域所管における当会計は平成24年度で廃止となったことから、歳入歳出差引額は0円となっております。

歳出の主な内訳は、人件費をはじめ施設本体の運営管理費のほか、グループホーム や地域療育等支援事業、放課後生活支援事業等に要する経費であります。

次に、介護保険特別会計でありますが、決算書33ページからとなります。歳入は予算現額159億2千104万1千円に対し、収入済額が159億5千473万1千853円であり、予算現額との比較で3千369万853円の増となっているほか、不納欠損額が1千629万5千622円、収入未済額が5千437万365円であります。なお、収入未済額は全額、介護保険料であります。

歳出は、支出済額が156億1千58万4千462円で、執行率98.1%、不用額は3億1千45万6千538円であり、歳入歳出差引額は3億4千414万7千391円となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費が全体の91%を占めるほか、介護予防を中心とする地域支援事業、介護給付費準備基金積立金等であります。また、主な事業としましては、補助事業として23年度繰越明許いたしました、介護保険システム法改正対応作業業務委託費682万5千円であります。

歳入歳出差引額の内訳でありますが、この中には保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成25年度において、国・県・支払基金に対して約1億1千900万円ほどの返還が生じること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付費財源約1億5千万円などが含まれていることから、実質的な翌年度への繰越額は7千100万円ほどとなるものであります。

23年度と比較いたしますと、歳入で約11億1千600万円、7.5%の増、歳出でも約11億5千600万円、約8%の増でありますが、これは、短期入所や小規模多機能型施設等の増加に伴う居宅介護、地域密着型介護サービス費の大幅な伸びによる保険給付費の増に伴い、歳入歳出ともに増額となったものであります。

次に、各会計を合算した総額では、収入済額が189億8千26万8千793円、 支出済額が186億1千845万1千832円で、収入済額に対する支出済額の割合 は98.1%、歳入歳出差引額は3億6千181万6千961円となり、同額が翌年 度に繰越となるものでございます。

次に、9ページをお開き下さい。この表は、組合の公債費の状況でありますが、24年度中の元利償還金額は8千159万8千394円であり、決算年度中未償還元金の額は4億26万7千348円であり、これは全て消防関係の事業債であります。

10ページの表は、財政調整基金の内訳を示したものであります。

平成23年度末現在高は1億64万2千145円、24年度中の取り崩し額が2千

; 600万円、積立額が8千101万6千983円となっており、24年度末の現在高; は1億5千565万9千128円であります。

11ページと12ページの表は、不用額の主な内訳であります。総額約3億2千600万円のうち、介護保険給付費分が約2億5千500万円と78.2%を占めているほか、地域支援事業費分が約4千100万円などとなっております。

以上で平成24年度決算の概要説明を終わらせていただきますが、介護保険料については不納欠損と収入未済が生じておりまして、前年度と比較いたしますと、不納欠損額は27万円ほど増加しております。一方、保険料の収入未済は金額で150万円ほど、割合で2.8%の増となっております。負担の公平性を保つよう今後も可能な限り未納解消を図るとともに、引き続き介護保険制度の周知についても取り組んで参りたいと存じます。

以上、平成24年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計及び特別会計の決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番、佐藤文子君。

議員:(佐藤文子君)

はい。私は議案第24号 平成24年度決算の認定について反対討論をいたします。この決算につきましては、介護保険事業特別会計決算において、私は認められないという立場からであります。平成24年度の第5期介護保険事業計画におきまして、保険料の大幅引上げを行いましたが、この予算執行に伴う決算であるというふうなことから賛成はできないものであります。こうした介護保険事業会計決算を含む本案でありますので、賛成は出来ないのです。以上です。

議 長 (橋村誠君)

他に討論ありませんか。

(討論なしの声)

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決といたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成13名 : 反対1名)

着席願います。起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11「議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を

:議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。栗林管理者。

管理者

(栗林次美君)

はい。

「議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

当組合規約第9条に「組合に監査委員2名を置く」となっておりますが、現在1名が欠員となっております。議員のうちから選任される監査委員に、議案記載のとおり、大山利吉氏を選任いたしたく、組合規約第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長

(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第25号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

ただ今、監査委員に選出されました大山利吉君から、就任の挨拶を願いします。

議員

(大山利吉君)

ただいま監査委員に選任されました、大山と申します。元より浅学非才の身でありますが、任務の重さを認識しながら職務を全うして参りたいと存じますので、議員各位はじめ、当局の皆様方のよろしくご配慮いただきますよう心からお願い申し上げまして、一言ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長

(橋村誠君)

ありがとうございました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。